

## 多可町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の 人件費率
令和5 年度	18,891 人	12,468,542 千円	347,698 千円	1,737,843 千円	13.9 %	14.3%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5 年度	171 人	708,464 千円	113,547 千円	276,917 千円	1,098,928 千円

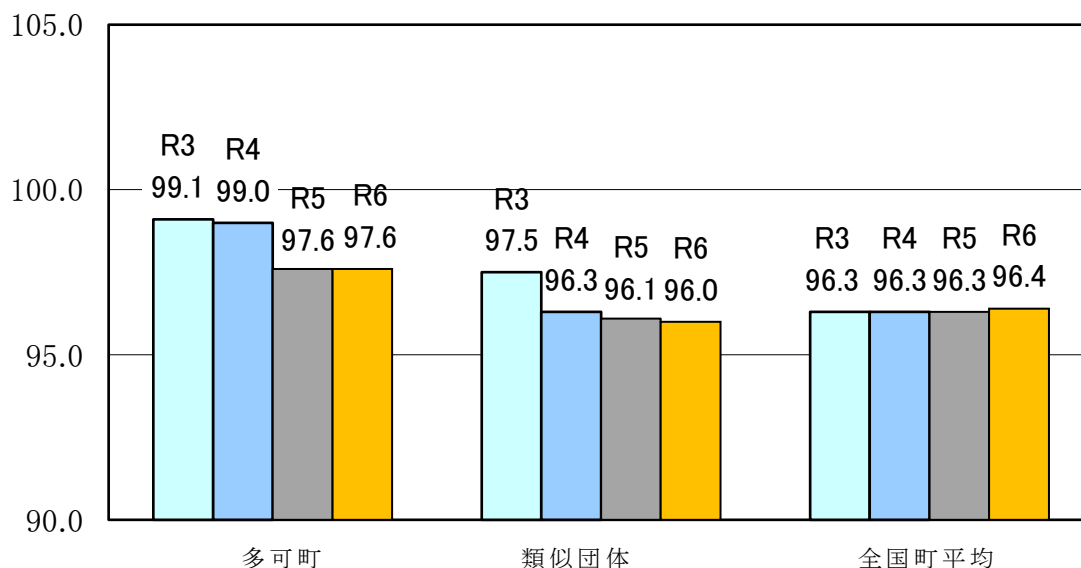
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
6,426 千円	5,794 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ~~（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。~~

~~（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）~~

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

①月例給（国家公務員の人事院勧告に準ずる）

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6年度	416,561 円	405,378 円	11,183円 (△2.76%)	0 3.0%	0 2.06%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
令和6年度	4.60 月	4.50 月	0.10 月	0.10 月	4.60 月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年1月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引下げ。5級・6級に号俸を増設。激変緩和のため経過措置。（3年間の現給保障）

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

## ②地域手当の見直し

[ 実施 **未実施** ]

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

未支給地のため見直しなし。

## ③その他の見直し内容

[ **実施** 未実施 ]

管理職員特別勤務手当について、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給。（平成27年4月1日実施）

## (6)特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多可町	46.2歳	344,705円	392,269円	383,752円
兵庫県	43.2歳	324,400円	420,253円	376,521円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.8歳	314,252円	365,587円	337,203円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似業種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
多可町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員	民間	(C/D)
多可町	—	—	—

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
多可町	—	—	—
兵庫県	—	—	—
類似団体	—	—	—

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
多可町	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		多可町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
高等（特別支援・専修・各種） 学校教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
小・中学校（幼稚園） 教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

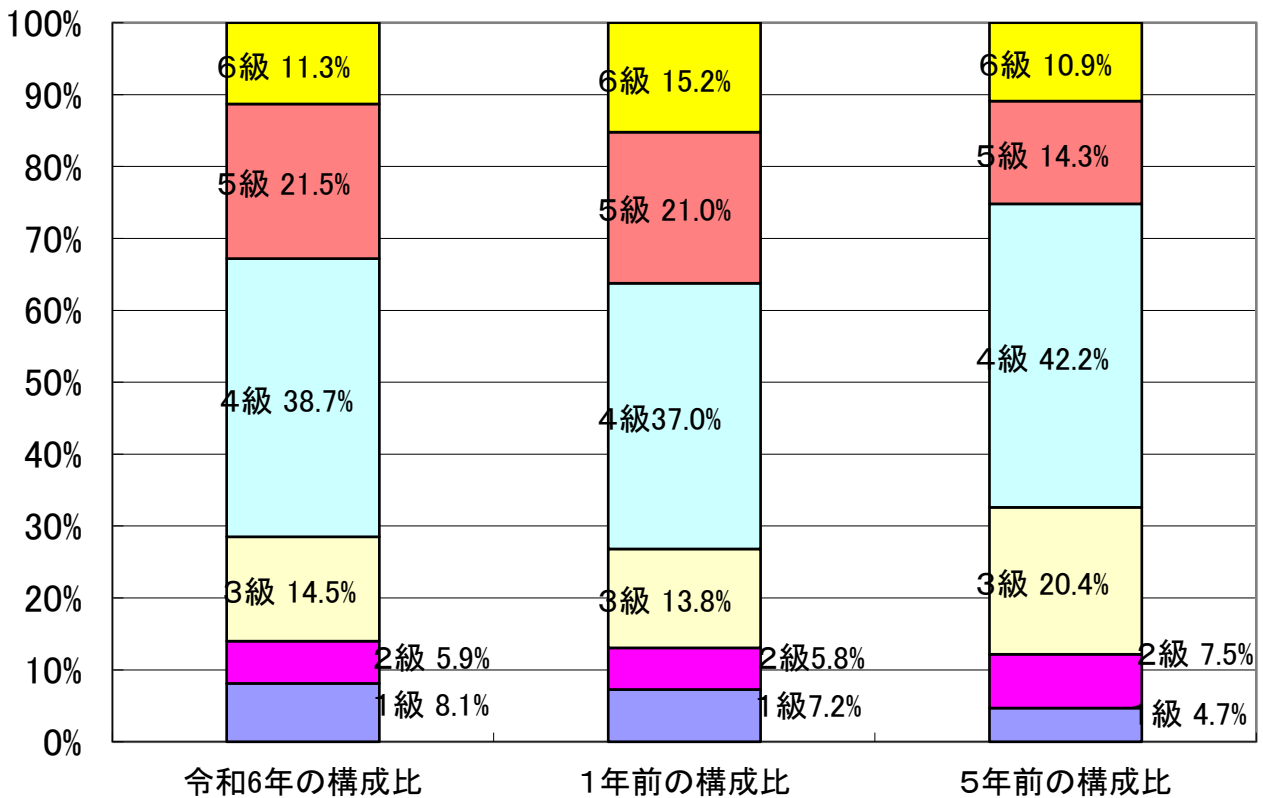
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,000 円	373,975 円	371,067 円	392,263 円
	高校卒	—	—	366,000 円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等（特別支援 ・専修・各種） 学校教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校（幼 稚園）教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

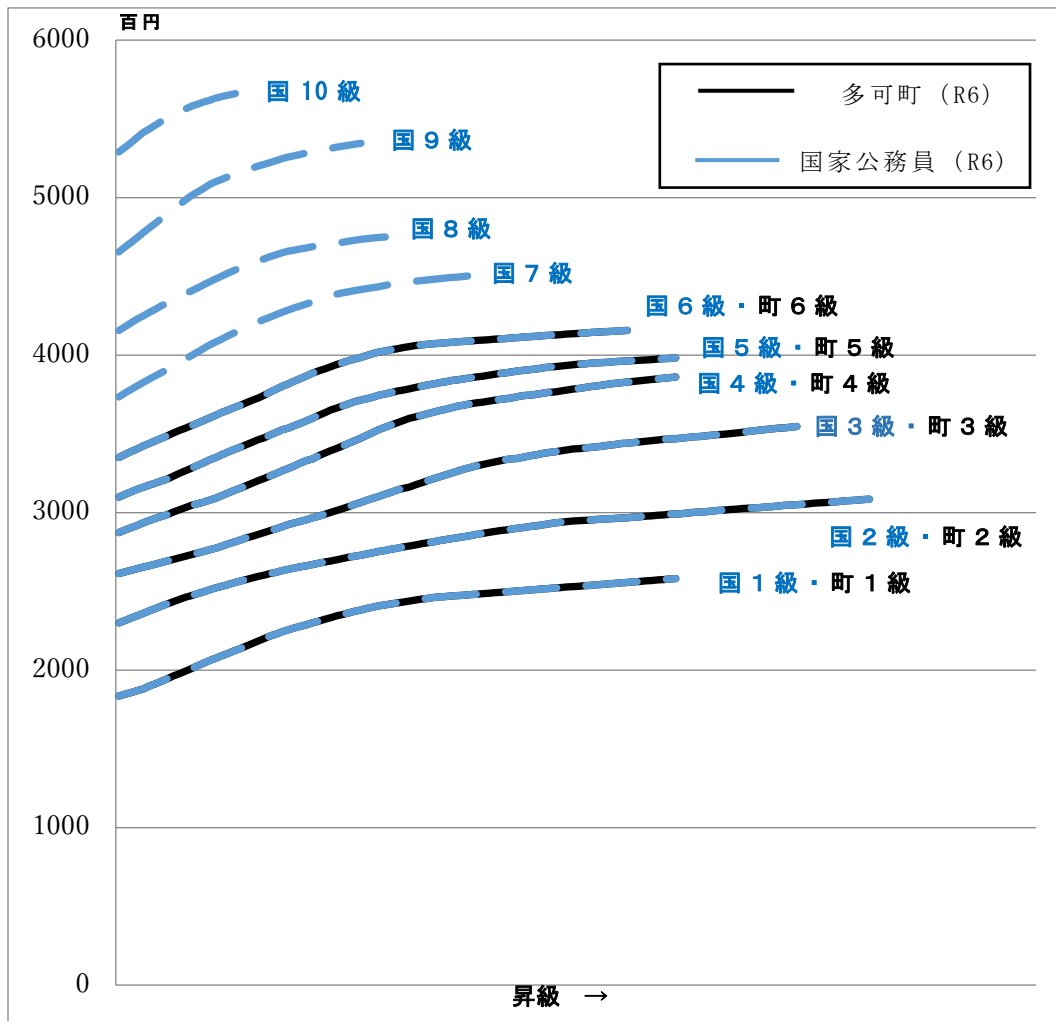
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	理事・技監・課長・局長	21人	11.3%	335,000円	415,700円
5級	副課長	40人	21.5%	309,800円	398,200円
4級	課長補佐・主査	72人	38.7%	287,300円	387,900円
3級	主査	27人	14.5%	261,300円	354,700円
2級	主事	11人	5.9%	230,000円	308,500円
1級	主事	15人	8.1%	183,500円	258,100円

- (注) 1 多可町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（多可町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

多可町	兵庫県	国
1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,643千円	1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,769千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 7～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多可町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

多可町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度	47.7090月分	47.7090月分	最高限度	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 2～30%）			定職前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 12,124 千円			（割増率 2～45%）		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,322 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		1,322 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
多可町	16%	1人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,902千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		2,902千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.5		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年年度決算）	左記職員に対する 支給単価

			)	
感染症等防疫作業手当	作業従事職員	感染症患者の救護、家畜防疫作業等	—	日額300円
危険作業手当	作業従事職員	高圧ガスの取扱い、傾斜面地作業	—	1回100円
行旅死亡人等取扱作業手当	作業従事職員	行旅病人および行旅死亡人の看護、移送または処置の業務	—	1回300円
医師手当	診療所に勤務する医師		2,400千円	月額200,000円
へき地手当	へき地の診療所に勤務する医師		480千円	月額40,000円
エックス線作業手当	作業従事職員	エックス線作業	18千円	月額1,500円
新型コロナウイルス感染症等防疫作業手当	作業従事職員	新型コロナウイルス感染症等防疫作業	4千円	日額1,000円～4,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	14,911千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	182千円
支給実績（R4年度決算）	17,284千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	201千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

#### (6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		25,728千円	279,652円
住居手当	借家借間移住者（最高） 28,000円	同		6,500千円	309,543円
通勤手当	交通機関利用者（最高） 55,000円	異	2km～5km 2,000円	13,315千円	82,193円

	交通用具使用者 2km～3km 2,100円 3km～4km 2,900円 4km～5km 3,700円 5km～7km 4,500円 7km～10km 5,800円 10km～15km 7,300円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km以上 31,600円		5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～同		
管理職手当	理事相当職 60,000円 課長相当職 50,000円 副課長相当職 35,000円 課長補佐相当職 25,000円	異	4級 46,300円～ 55,500円 5級 49,600円～ 59,500円 6級 51,900～ 72,700円	44,441千円	435,694円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が緊急により週休日等に勤務した場合 最大6,000円/回	異	3,000円～ 18,000円/回	0千円	0円

※ 支給実額は、（令和5年度決算）普通会計決算の額です。

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	815,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額			
		( - 円)		840,000 円	/	624,600 円	
	副 市 区 町 村 長	654,000 円		683,000 円	/	550,000 円	
		( - 円)					
報 酬	議 長	330,000 円		381,000 円	/	273,000 円	
		( - 円)					
	副 議 長	240,000 円		317,000 円	/	221,000 円	
		( - 円)					
	議 員	215,000 円		299,000 円	/	203,000 円	
		( - 円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 4.30 月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.30 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月額(48月限度)×0.4		15,648,000	任期毎		
		給料月額×在職月額(48月限度)×0.24		7,534,080	任期毎		
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

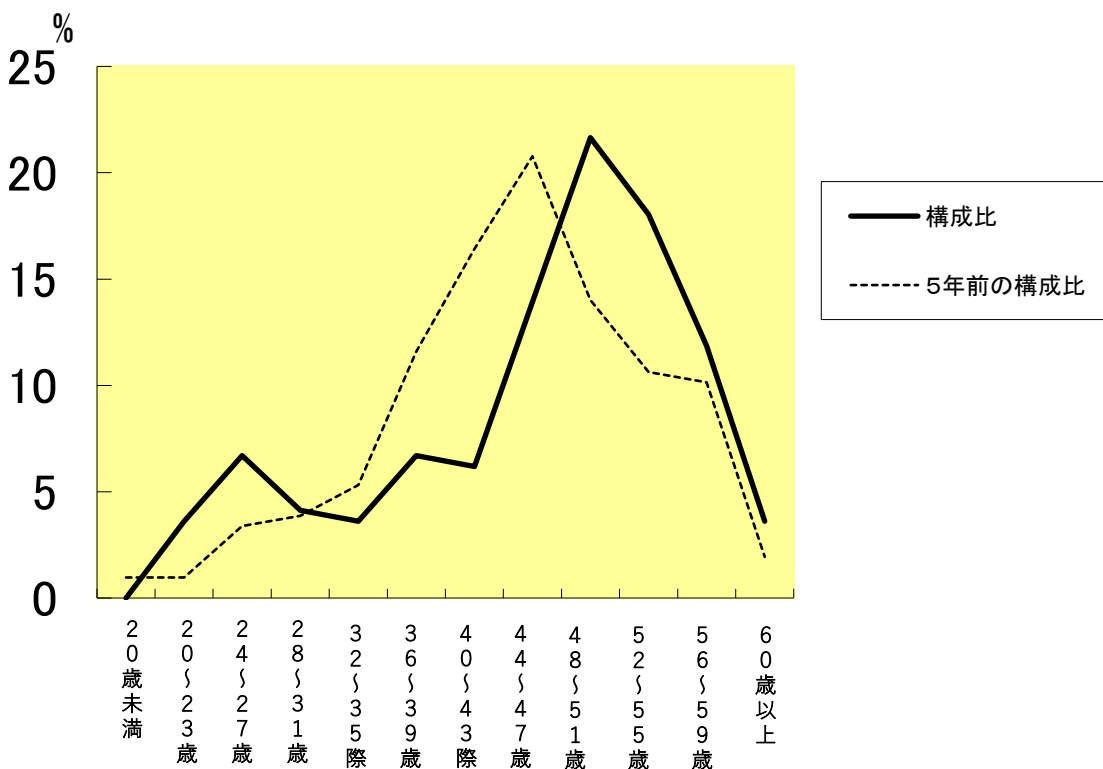
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	3	3	0	・業務執行体制の見直し ・事務事業の見直し
	総務	61	62	1	
	税務	10	10	0	
	民生	18	16	△2	
	衛生	14	13	△1	
	農林水産	15	14	△1	
	商工	9	9	0	
	土木	12	13	1	
	計	142	140	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 74.11人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 80.86人)
	教育部門	27	28	1	
消防部門	0	0	0		
小計	169	168	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.93人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.34人)	
公営企業等部門	病院	1	1	0	
	水道	4	4	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	17	16	△1	
	小計	27	26	△1	
合計	196 [ 279 ]	194 [ 279 ]	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 102.69人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	13人	8人	7人	13人	12人	27人	42人	35人	23人	7人	194人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	155	157	144	147	142	140	△15(9.7%)
教育	26	26	27	27	27	28	2(7.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	181	183	171	174	169	168	△13(7.2%)
公営企業等会計計	24	22	28	28	27	26	2(8.3%)
総合計	205	205	199	202	196	194	△11(5.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度 (水道)	385,777千円	105,445千円	28,804千円	7.5%	7.5%
(下水道)	898,922千円	135,212千円	37,971千円	4.2%	4.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度 (水道)	4人	16,193千円	2,736千円	6,583千円	25,512千円	6,378千円	6,118千円
(下水道)	5人	21,773千円	2,698千円	8,979千円	33,450千円	6,690千円	6,023千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道	44.1 歳	338,125 円	531,488円
下水道	51.1 歳	364,600 円	557,493円
市町村平均			
水道	45.8 歳	337,221 円	508,691円
下水道	44.5 歳	334,536 円	501,579円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

多可町	多可町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,729 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,643 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 7～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 7～10%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

多可町			多可町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 2～30%)			(退職時特別昇給 2～30%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-			12,124 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		-		円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R4年度）		-			%
手当の種類（手当数）		0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R5年度決算）	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	千円	-

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	658 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	165 千円
支給実績（R4年度決算）	1,083 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	217 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	
扶養手当	配偶者	同		1,824千円	202,667円	
	子					6,500円
	その他の扶養親族					6,500円
	特定期間の加算					5,000円
住居手当	借家借間移住者	同		312千円	312,000円	

	(最高)				
通勤手当	交通機関利用者 (最高) 55,000円 交通用具使用者 2km～3km 2,100円 3km～4km 2,900円 4km～5km 3,700円 5km～7km 4,500円 7km～10km 5,800円 10km～15km 7,300円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km以上 31,600円	異	2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～同	570千円	63,311円
管理職手当	理事相当職 60,000円 課長相当職 50,000円 副課長相当職 35,000円 課長補佐相当職 25,000円	異	4級 46,300円～ 55,500円 5級 49,600円～ 59,500円 6級 51,900～72, 700円	2,040千円	408,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が緊急により週休日等に勤務した場合 最大6,000円/回	異	3,000円～ 18,000円/ 回	30千円	15,000円